



大阪弁護士会
Osaka Bar Association
since 1880

2018

March 03 | 22

Thu PM6:30-8:30

死 刑制度の廃止について、日本は、国際社会から繰り返しその検討を要請されています。しかしながら、政府は、世論の支持を理由として、死刑制度を維持する姿勢を見せています。それでは、世論を形成する私たちは、死刑場、死刑の執行過程、死刑確定者の処遇等の死刑の実際について、具体的にどれほどのことを知っているのでしょうか。今回の連続講座では、死刑に携わったことのある元刑務官や、元裁判員の方をお招きして、死刑についてよりよく知るとともに、国際人権法の観点から日本の死刑制度の問題点を考えたいと思います。

「死刑ってどうなの？ 国際人権法」

第2回 国際人権法連続講座

参加費
無料
申込不要

【日時】平成30年3月22日(木)
午後6時30分～午後8時30分

【場所】大阪弁護士会館10階

【登壇者】野口善國 弁護士(兵庫県弁護士会、元刑務官)
新倉 修 弁護士(東京弁護士会、青山学院大学名誉教授)
田口真義 氏(元裁判員)



- 大阪弁護士会館までのアクセス
- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

今年で5年目を迎える国際人権法連続講座では、11月に開催した第1回「捕まっても国際人権法」において、国際人権法から見てあるべき被收容者の処遇とは何かについて考えました。続く第2回では、死刑制度についてみなさんと一緒に考えたいと思います。

市民、弁護士のための国際人権法連続講座

刑事手続と国際人権法

第2回国際人権法連続講座 「死刑ってどうなの？ 国際人権法」

Information

▶ 一時保育サービス(要予約・無料)

【対 象】首のすわっている乳児～未就学児

【託児時間】開始15分前から終了15分後まで

【申込期限】3月7日(水)まで

※お申込みを希望される方は、TEL06-6364-1227まで電話でお問い合わせください。

▶ 手話通訳のお知らせ(要予約・無料)

※手話通訳を希望される方は、下記申込欄に必要事項記載のうえ、**FAX06-6364-7477**までお申込みください。

【申込期限】3月7日(水)まで

▶ 問い合わせ先 TEL 06-6364-1227

手話通訳申込欄

手話通訳を申込みます	<input type="checkbox"/>
氏 名	
連絡先(FAX 番号)	
メールアドレス	

※記載いただいた、個人情報は本目的以外には使用しません。

Schedule

▶ 7月頃開催予定 タイトル未定

来年度で6年目を迎える国際人権法連続講座では、社会権をとりあげます。社会権については、日本国憲法の中にも規定があり、社会権規約等の関連人権条約も締結されています。

そこで、国際人権の観点から、社会権にはどのような権利が含まれており、どのような権利の実現・救済方法が求められているのか、現代日本社会にどのように社会権の規定を活かしていくことができるのか等について、みなさんと一緒に勉強していきたいと思えます。